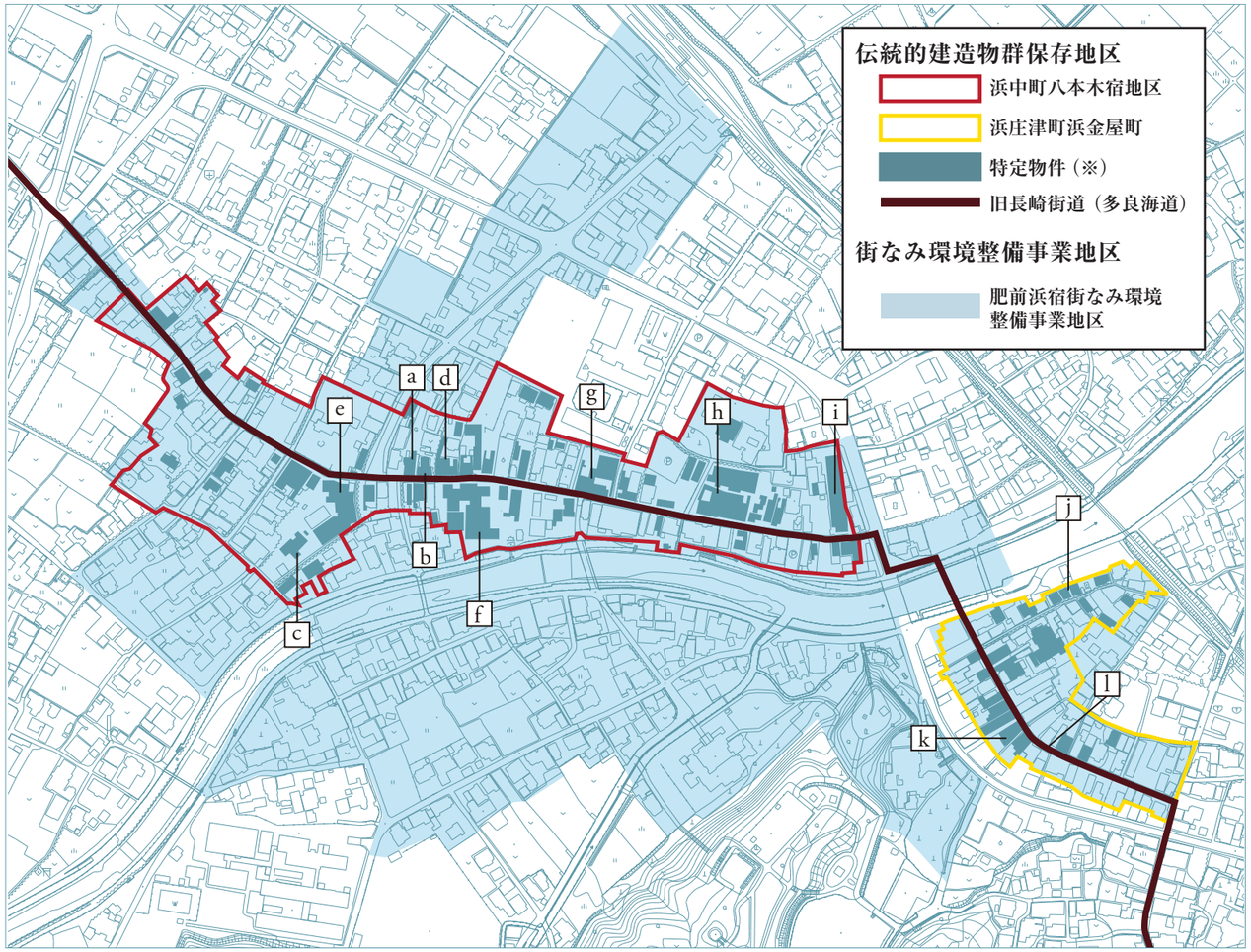


肥前浜宿

重要伝統的建造物群保存地区



肥前浜宿全体図



※伝統的建造物や環境物件（樹木など）のうち、その所有者が将来にわたり保存していくことに同意したものを、市町村が「特定物件」に指定する。

浜中町八本木宿（はまなかまちはちほんぎしゅく）

伝統的建造物群保存地区

所 在 地　佐賀県鹿島市浜町,古枝の各一部
面　　積　約6.7ha
条例制定　平成15年12月26日（鹿島市歴史的景観条例）
選 定 日　平成18年7月5日
選定基準　（一）伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの
種　　別　醸造町

浜中町八本木宿地区は、江戸時代に長崎街道の脇街道である多良海道の宿場町として栄えた。また、浜川の良質な水と佐賀平野の米に恵まれ、酒造りが代表的な産業になった。現在も全国に銘酒を送り出す酒蔵がいくつも残る。旧多良海道は通称「酒蔵通り」と呼ばれ、醸造町として初めての重伝建選定を受けた。通りには、白壁土蔵造、洋風建築など、様々な建築様式の町家が建ち並んでいる。

浜庄津町浜金屋町（はましょうづまちはまかなやまち）

伝統的建造物群保存地区

所 在 地　佐賀県鹿島市浜町の一部
面　　積　約2.0ha
条例制定　平成15年12月26日（鹿島市歴史的景観条例）
選 定 日　平成18年7月5日
選定基準　（二）伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの
種　　別　港町・在郷町

浜庄津町浜金屋町地区は、茅葺屋根の町家が建ち並ぶ景観が国内でも貴重であるとして、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。かつては、木造住宅密集地として準防火地域に指定されており、建築基準法緩和条例の制定や防災設備の設置など、茅葺屋根を蘇らせるために官民一体で取り組んだ。浜庄津町は商人や船乗りが住む港町、浜金屋町は鍛冶屋や大工などが住む職人町として栄えた。



浜中町八本木宿
伝統的建造物群保存地区

重要伝統的建造物群保存地区について

昭和50年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになりました。市町村は、伝統的建造物群保存地区を決定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存活用計画を定めます。国は市町村からの申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断したものを重要伝統的建造群保存地区に選定します。(『文化庁ホームページ』より)

町並みの固有性

歴史的固有性

- 肥前浜宿は大村氏の居館や松岡神社を核とした町場と港町の庄津を核とした町場を母胎として成立した中世起源の都市と考えられる。
- 近世初頭の街道整備に伴って宿駅機能が付加され、武士も居住した特異な在方町として栄え、鹿島藩の都市機能を担った近世都市として重要な役割を果たした。
- 明治期以降も、長崎や佐世保を市場とした酒造業と水産加工業に支えられ、経済的に自立した近代都市として発展を遂げた。

空間的固有性

- 鹿島から太良へ向かう多良海道筋に沿って形成された肥前浜宿の町並みは、浜川と並行して延びる浜中町八本木宿地区の町並みと、浜川と交わって延びる浜庄津町浜金屋町の町並みが、浜大橋を結節点として結ばれ、浜川をはさんで相異なる構成を示す。
- 緩やかに曲折する道路、奥行きの揃わない多様な宅地割、町並みの随所に埋め込まれた巨大な酒蔵空間の存在など、自律的に形成された町並み固有の空間を残す。
- 道路拡幅などの近代的改造を施されなかった町並みには、街路と水路と町家が織り成すヒューマン・スケールの原型的な町並み空間が残される。

景観的固有性

- 浜宿の町並みは、浜川の北側、浜中町八本木宿地区に耐火性に優れた土蔵造の伝統的町家建築が連続して残され、浜川の南側、浜庄津町浜金屋町地区には、茅葺の伝統的町家建築が連続して残され、浜川をはさんで対照的な景観構成を示す。
- これらを取り巻いて酒蔵・土蔵・座蔵・局などの多様な類型の伝統的建築が残され、町並み景観に奥深さと厚みを与えている。
- これら町家建築は近代的改造が施されず、内部・外部ともに原型を良く残し、オーセンティシティに優れる。

(『肥前浜宿 鹿島市浜宿伝統的建造物群保存対策調査報告書』(平成11年)より)



「鹿島市重要文化財明治九年地租改正地引絵図」(鹿島市所蔵)の合成図

居蔵造町家(いぐらづくり) 浜中町八本木宿の代表的な建築様式







軒回り・破風の塗り込め ※中写真

居蔵造や土蔵造は、軒裏や破風を白漆喰仕上げの大壁で塗り込める。反り壁の曲線は左官職人の腕の見せどころ。



海鼠壁(なまこかべ)

数は多くないが瓦を漆喰で固めた海鼠壁もみられる。1階の袖壁や、1階下屋庇上部に用いられている。

1階庇 ※左写真

居蔵造や土蔵造の1階庇を白漆喰で塗り込める場合、垂木の凹凸に応じて、波形や角型に塗り込めることがある。

持送り ※右写真

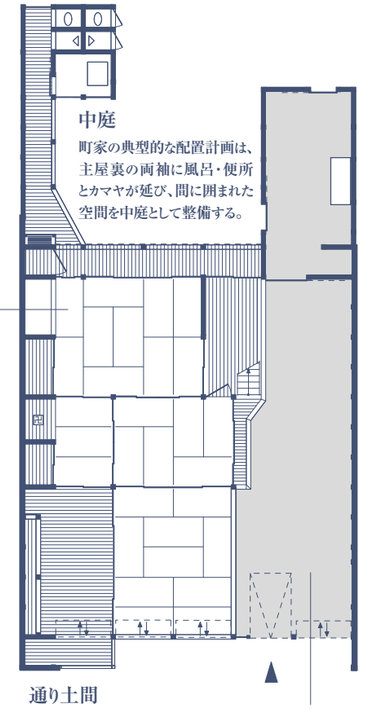
外壁からせり出している正面庇の桁は、持送りで支えられている。玄関の見せどころで絵様が彫り込まれている。

複列型

大型の町家になると、通り土間に沿って部屋が複数列並ぶ複列型となる。複列型は上手側にミセ、ブツマ、ザシキ、下手側にチャノマ、ダイドコロが並ぶのが基本的な形式。

鉄扉

居蔵造の1階窓は、単窓式水切庇付もしくは連窓式戸袋付であり、単窓である場合は鉄扉がよく用いられる。鉄扉は銅板製がほとんど。



中庭

町家の典型的な配置計画は、主屋裏の両袖に風呂・便所とカマヤが延び、間に囲まれた空間を中庭として整備する。

通り土間

町家の建築様式に関係なく、全ての町家に表通りから家の裏まで続く通り土間がある。昔の土間は石灰に水や苦汁を加えた三和土(たたき)で仕上げられていた。

現状変更の申請と許可

重伝建地区内で、建築物等の新築・増改築や樹木の伐採、土地の形質の変更など、景観の変容を伴う行為をする場合は、「現状変更許可申請書」を事前に市に提出し、許可を受けなければならない。申請内容により、修理基準、修景基準、許可基準のいずれかに基づき審査される。審査は「鹿島市歴史的景観審議会」が行い、各物件の状況に応じ、細部にわたって慎重な審議がなされる。

【修理基準とは】

伝統的建造物の履歴を調査して本来の姿に戻すことを「復原」といい、そのための工事を「修理」という。「修理して復原する」という意味で「修復」が使われることもある。修理基準の基本的な考え方は以下のとおり。

- 履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する
- 既存の部材をできる限り保存活用する
- 復原修理が困難な箇所は、類例調査を行った上、修景基準を準用する

【修景基準とは】

伝統的建造物以外の建造物を、周囲の町並みに調和するように増改築や新築することを「修景」という。修景基準の基本的な考え方は以下のとおり。

- 周囲の伝統的建造物に調和させる
- 通りに面して建てることができる場合は、「町家型」を基本とし、町並み壁面線に沿った配置とする
- その他の場合は、「屋敷型」を基本とし、歴史的風致を損なわないものとする

【許可基準とは】

重伝建地区内の伝統的建造物や、それらが構成する歴史的風致を保存していくために守らなければならない最低限のルール。許可基準の基本的な考え方は以下のとおり。なお、「原則」とは「外的要因でやむを得ない場合を除き」と解釈する。

- 原則、周囲の伝統的建造物に調和させる
- 歴史的風致を損なわないものとする


Before


After


Before


After


Before


After


Before


After

修理前と修理後の様子 上から、旧乗田家住宅、光武酒造場別宅、山口醤油酒醸造場、八宿公民館

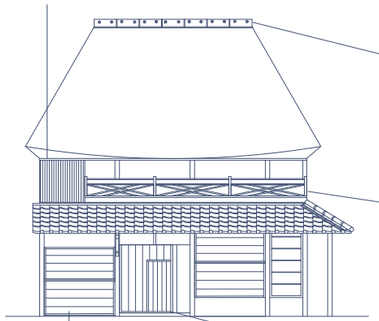
茅葺（かやぶき）町家　浜庄津町浜金屋町の代表的な建築様式





戸袋 ※左写真

雨戸の戸袋は、縦羽目板張りがほとんどであるが、鋼板張りや白漆喰で塗り込めたものなどもある。



雁振瓦（がんぶりがわら）※中写真

茅葺屋根の棟は、雁振瓦と呼ばれる瓦を敷き並べ、竹串で固定する。現在は、雁振瓦を製造できる大きな窯がなく、新たに製造することは非常に困難である。

手摺

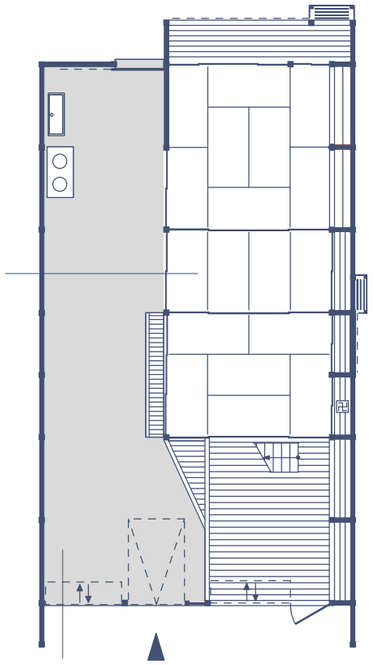
2階が居住空間として利用されるようになると、採光のための連窓や柱間に手摺が設けられた。時代性を反映した様々なデザインがある。

摺り上げ戸 ※左写真

正面の出入口以外の建具は、摺り上げ戸を落とし込む形式で、全ての戸を開けると内と外の空間が見事につながる。

大戸

正面の出入口は、跳ね上げ式の大戸が一般的で、他に引き戸のものもある。大戸にはくぐり戸が付く。



単列型

通り土間に沿って部屋が1列になる単列型は、表側からミセ、チャノマ、ザシキと並ぶ。ミセは商品の販売や仕事場といった部屋で、畳敷の他、板敷とすることもある。

通り土間

町家の建築様式に関係なく、全ての町家に表通りから家の裏まで続く通り土間がある。昔の土間は石灰に水や苦汁を加えた三和土（たたき）で仕上げられていた。



浜庄津町浜金屋町
伝統的建造物群保存地区

重要伝統的建造物群保存地区保存事業

重伝建地区の保存のために、建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧を行う事業、保存修理事業、防災施設等事業、買上げ事業などがある。

保存修理事業（文化庁）

重伝建地区内で修理基準や修景基準に基づいて建築物等の工事をする場合、市が定める対象と割合に応じて一定の補助を行う。修理事業の対象となるのは、地区内の伝統的建造物のうち、所有者が将来にわたり保存していくことに同意した特定物件のみである。修景事業は、周囲の伝統的建造物に調和することを定めた修景基準を満たせば、全ての物件が対象となる。

代表的な事業

- 主屋・付属屋等の修理・修景
- 工作物（塀・門・石積等）の修理・修景
- 環境物件（樹木等）の修理

公開活用事業（文化庁）

伝統的建造物群の公開活用を促進するため、保存活用計画の策定と便益設備整備や安全性確保対策等の取組を支援し、文化財建造物等を活用した魅力あるまちづくりを推進するものである。保存活用計画の策定、建造物の公開活用に資する外観の修理修景、敷地内整備及び設備整備、公開活用の安全性確保に必要な耐震対策に対し、補助を行う。

買上事業（文化庁）

重要伝統的建造物群保存地区の保存を推進するために必要な伝統的建造物等の土地及び建築物で、特に買上げが必要なものに関し補助を行う。ただし、市が買上げる場合に限る。





防災施設等事業（文化庁）

保存地区の歴史的風致の維持及び形成を支える、総合的かつ合理的な町並み防災を推進するための事業を実施。平成18年策定の防災計画、及び平成23年策定の防災実施計画に基づき、防災施設等の整備を行っている。

代表的な事業



- 町並みの景観に配慮した「まちなみ消火栓」の設置（初期消火用、1人で操作可能な易操作性1号消火栓）
- 茅葺屋根を類焼・延焼から守る散水設備や2号消火栓の設置（茅葺屋根の形状に合わせた鹿島独自のスプリンクラー）

街なみ環境整備事業（国交省）

街なみ環境整備事業は国土交通省所管の事業で、歴史的町並みの特性を活かしたまちづくり支援に適している。肥前浜宿では、伝統的建造物群保存地区を補完し、エリアの住環境向上及び観光施設等整備を目的に導入し、平成13年度より着手。

代表的な事業



- 防犯灯設置　•住宅等修景　•まちなみトイレ
- 電柱移設（景観に配慮し、通りの裏側に移設）
- 防災公園整備・駐車場の整備
- 道路美装化（景観に配慮したアスファルトに変更）

鹿島市伝統的建造物群保存地区保存補助金

	種　類		補　助　対　象	補　助　率	限　度　額
修理	伝統的建造物（修理）	主屋・付属屋等	外観保存のための屋根、外壁等及び構造耐久力上主要な部分の修理に係る経費	茅葺9／10以内	なし
				茅葺以外8/10以内	
		工作物（塀・門・石積等）	保存のため必要な修理に係る経費	8/10以内	
	環境物件		復旧に係る経費	8/10以内	100万円
修景	伝統的建造物以外の建築物等（修景）	主屋・付属屋等の新築、増築又は改築等	外観を修景基準に則って歴史的風致を維持したものに限り、その経費のうち公道から望見される屋根、外壁、軒先等の伝統構法による修景に係る経費	2/3以内	800万円
					600万円
					500万円
		工作物（塀・門・石積等）	外観を修景基準に則って歴史的風致を維持したもので修景するために係る経費		200万円
防災	防災設備	自動火災通報設置	茅葺町家等、屋内外の主要な部分の防災設備設置に係る経費	事業費-2万円以内	150万円



a. 継場（つぎば）

江戸時代、宿場における人馬の継ぎ立て場だった。馬をつなぐ鉄の輪や帳場が残る。江戸後期頃の建築と伝わり、明治時代になり呉服問屋となった。



b. 八宿公民館

昭和12年（1937）に建てられた洋風建築。藤津郡で2番目に古い郵便局跡。玄関ポーチの天井に隠れた桜のレリーフが印象的な可愛らしい建物。



c. 旧乗田家住宅

19世紀初期の建築と推定され、鹿島藩士最所家の住まいで、くど造り民家。兵農未分離が特徴であった在郷武士の生活状況をよく伝えている。市指定文化財。



d. 山口醤油醸造場

酒蔵通りに多く見られる居蔵造町家の中でも、古いものの一つ。軒先の反り壁と海鼠壁に特徴がある建物。今でも当地で醸造しており、醤油のよい香りが漂う。



e. 飯盛酒造

煉瓦造の麹室に沿って水路が流れる。浜宿は、浜川を流れる多良岳山系の良質な伏流水により、酒蔵が集積する町となった。高さ9mの煉瓦造の煙突も残る。



f. 中島酒造場

慶安3年（1650）の創業で、藤津地区では草分け的酒蔵。主屋は棟札により明治18年（1885）に建築されたことが明らかとなった。離座敷は天保7年（1836）建築。



g. 光武酒造場

主屋は棟束の墨書から明治14年（1881）に建築されたことがわかった。焼酎「魔界への誘い」を製造する酒蔵。撮影時に深々と降る雪がまさに誘いのように感じる。



h. 呉竹酒造

主屋は昭和9年（1934）に欅など各地の名材を用いて建てられた。空き蔵となった東蔵を活用し、酒蔵コンサートなどのイベントを開催。まちおこしの火付け役となった場。



i. 光武酒造場 観光酒蔵肥前屋

大正3年（1914）の創業。棟木墨書から主屋は昭和5年（1930）建築であることがわかった。呉竹酒造主屋はこの建物を参考にして建てられたと伝わる。



j. 南舟津の町並み

茅葺町家が建ち並ぶ景観。街道側（手前）から旧池田家、旧中島家、旧中村家。密集した町場にこれほど茅葺屋根が残存するのは、全国でも非常に珍しい。



k. 旧橋本家

元菓子屋であった旧橋本家と、隣には旧筒井家の茅葺町家が建ち並ぶ。表構えは、跳ね上げの大戸と摺り上げ戸。土間による外部と室内の連続性が見事な空間。



l. 庄金（しょうきん）の町並み

トタンに覆われた茅葺屋根の町家が残る通り。将来、このトタンが外され、茅葺屋根が連なる美しい町並みが蘇ることを願ってやまない。

町並み保存制度の経過

平成 8年 3月	文化庁調査官町並み視察
平成 9年 7月	伝統的建造物群保存地区保存対策調査開始
平成10年 5月	「肥前浜宿伝統的建造物群保存シンポジウム」開催
平成11年 3月	「肥前浜宿-鹿島市浜宿伝統的建造物群保存対策調査報告書-」刊行
平成14年12月	「鹿島市肥前浜宿歴史的なまちなみ活性化マスタープラン」策定
平成15年 1月	肥前浜宿「継場」開館
平成15年12月	「鹿島市歴史的景観条例」制定
平成16年 2月	「街なみ環境整備事業」開始
平成17年 9月	「肥前浜宿まちづくり協議会」開催
平成18年 7月	重要伝統的建造物群保存地区選定の官報告示
平成19年 2月	「旧乗田家住宅」完工式
平成22年12月	「鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例」及び「鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の防火上の制限に関する条例」の制定
平成23年 4月	「街なみ環境整備事業地区」一部拡大（南舟津・庄金）
平成23年11月	「重要伝統的建造物群保存地区選定5周年記念事業」開催
平成24年 7月	「肥前浜宿まちづくり協議会まちなみ活用委員会」発足
平成26年11月	「第37回全国町並みゼミ鹿島・嬉野大会」開催
平成27年 3月	「肥前浜宿まちづくり憲章」策定
平成28年10月	「重要伝統的建造物群保存地区選定10周年記念事業」開催
令和 3年10月	「重要伝統的建造物群保存地区選定15周年記念事業」開催
令和 5年 4月	「街なみ環境整備事業地区」一部拡大（大村方、浜新町、野畠、庄金）

肥前浜宿まちづくり憲章

浜宿独自の歴史と生活文化にあふれた
活力のある町の実現

一、古き時代から住民が親しんできた浜川、有明海を大切にしていきましょう

二、かつて賑わいをみせた酒蔵通りを象徴する白壁土蔵を、活用していきましょう

三、港町に連続して残る茅葺町家を守るため、防災に努めましょう

四、肥前浜宿の地域に根差した祭り、酒、魚介類などの食文化を大切にし後世に引き継いでいきましょう

肥前浜宿まちづくり協議会

アクセス・お問い合わせ

特定非営利活動法人肥前浜宿水とまちなみの会

所在地：佐賀県鹿島市浜町933番地（JR肥前浜駅内）

電話：0954（69）8004　FAX：0954（69）8022　メール：npohama@po.asunet.ne.jp

鹿島市建設環境部都市計画課

所在地：佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1

電話：0954（63）3414　FAX：0954（63）2313　メール：toshi@city.saga-kashima.lg.jp

